

## 水俣市空き家バンク制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市における空き家の有効活用を通して、市外から本市への移住・定住等を促進し、地域の活性化を図るための、水俣市空き家バンク制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 個人が居住を目的として取得し、現に居住していない建物で、良好な管理状態にあり、人の居住の用に供することができるもの及びその敷地で、本市の区域内（以下「市内」という。）にあるものをいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 分譲又は賃貸を目的として建築されたもの

イ 老朽、損傷等が著しいもの

ウ 大規模な修繕が必要と認められるもの

エ 市税を滞納している者が所有しているもの

オ 水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者（以下「暴力団等」という。）が所有しているもの

カ その他市長が適当でないと認めるもの

(2) 所有者 空き家の所有権を有する者（当該空き家が2以上の者の共有に属する場合にあっては、その全員）をいう。

(3) 利用希望者 市内への移住・定住等を目的として空き家の利用を希望する者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

ア 暴力団等でないこと

イ 地域住民と協調して生活し、かつ、地域の活性化に寄与しようとする者

(4) 空き家バンク 空き家の売買、又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた空き家に係る情報を登録し、公開するとともに、利用希望者に対し当該情報を提供する仕組みをいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

### (空き家情報の登録)

第4条 空き家バンクに空き家に関する情報（以下「空き家情報」という。）を登録しようとする所有者（以下「申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 空き家バンク登録カード（様式第2号）

(2) 空き家の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(3) 市税に滞納がないことを証する書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、当該空き家

の現地調査を行った上で、登録の可否を決定し、その結果を申込者に通知するとともに、登録を決定した場合においては、空き家バンクに当該申込みに係る空き家情報を登録するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認めるものは、当該空き家の所有者に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家情報の登録内容の変更)

第5条 前条第2項の規定による登録の決定の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは遅滞なく、空き家バンク空き家情報登録内容変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(空き家情報の登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクに登録された空き家情報を抹消し、当該空き家情報の物件登録者にその旨を通知するものとする。

- (1) 物件登録者が登録の抹消を申し出たとき。
- (2) 空き家の所有権に異動があったとき。
- (3) 登録された空き家情報の内容に虚偽の記載があったとき。
- (4) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が抹消すべき理由が生じたと認めるとき。

- 2 物件登録者は、前項第1号又は第2号に該当することとなったときは遅滞なく、空き家バンク空き家情報登録抹消届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(利用者情報の登録)

第7条 利用希望者は、空き家バンクに当該利用希望者の情報（以下「利用者情報」という。）を登録しようとするときは、空き家バンク利用登録申込書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家バンク利用登録カード（様式第6号）
- (2) 住民票の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、必要に応じて調査を行った上で、登録の可否を決定し、その結果を当該申込みをした利用希望者に通知するとともに、登録を決定した場合においては、利用者情報を登録するものとする。

(利用者情報の登録内容の変更)

第8条 前条第2項の規定による登録の決定の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは遅滞なく、空き家バンク利用者情報登録内容変更届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(利用者情報の登録の抹消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクに登録された利用者情報を抹消し、当該利用者情報の利用登録者にその旨を通知するものとする。

- (1) 利用登録者が登録の抹消を申し出たとき。
- (2) 登録された利用者情報の内容に虚偽の記載があったとき。
- (3) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録した場合は、この限りでない。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が抹消すべき理由が生じたと認めるとき。

2 利用登録者は、前項第1号に該当することとなったときは遅滞なく、空き家バンク利用者情報登録抹消届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（空き家情報及び利用者情報の公開等）

第10条 市長は、空き家バンクに登録した空き家情報のうち個人情報以外の情報を市のホームページ等により公開するものとする。

2 市長は、利用登録者から空き家情報の提供の依頼があったときは、当該利用登録者に対しては空き家情報を、当該空き家情報に係る物件登録者に対しては当該利用登録者に係る利用者情報を提供するものとし、別に水俣市空き家バンク制度に係る空き家媒介等に関する協定書を締結した団体（以下「協定団体」という。）及び協定団体の会員に対しては、媒介等を行うため、必要に応じて、空き家情報及び利用者情報を提供するものとする。

（空き家に関する交渉等）

第11条 物件登録者と利用登録者との間における空き家に関する売買、賃貸借の交渉及び契約手続等（以下「交渉等」という。）については、協定団体の会員の媒介により行うものとする。

2 市長は、交渉等については、直接これに関与しない。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

空き家バンク登録申込書

年 月 日

水俣市長 様

申込者 住所

氏名

印

水俣市空き家バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり空き家バンクへの登録を申し込みます。

記

（登録内容）

1 登録内容は、別添空き家バンク登録カードに記載のとおりです。

（同意事項）

2 私は、次のことに同意します。

- （1）申込みに係る空き家を、提出書類等を基に、登録に当たり、市職員及び協定団体の会員が実地に立ち入って、外観・内観調査を行うこと。
- （2）（1）を行うに当たり、協定団体及び協定団体の会員に提出書類等を提供すること。
- （3）登録内容のうち、個人情報以外の情報を市のホームページ等に公開されること。
- （4）登録内容を利用登録者並びに協定団体及び協定団体の会員に提供されること。

（誓約事項）

3 私は、次のことを誓約します。

- （1）私は、暴力団等ではありません。
- （2）空き家バンクを通じて得た個人情報を利用目的以外の目的に利用しません。
- （3）空き家の売買又は賃貸の取引に係る交渉等の媒介に係る報酬について、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定による額の範囲内で支払います。
- （4）空き家の売買又は賃貸の取引に係る交渉等の媒介に係る紛争その他損害が発生した場合は、当事者間においてその解決を図ることとし、水俣市には一切の責任を追及しません。

【添付書類】

- 空き家バンク登録カード（様式第2号）
- 空き家（建物及びその敷地）の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- 市税に滞納がないことを証する書類
- その他（ ）

様式第2号（第4条関係）

空き家バンク登録カード

登録申込者	住所	(〒 )			
	氏名				
	連絡先	TEL ( )	FAX ( )	E-mail	
空き家所在地	水俣市				
空き家の権利関係	土地及び建物を所有・建物のみを所有・その他 ( )				
意向及び金額等	□売却：希望価格		円		
	□賃貸：希望賃料（月額）		円（敷金 円）		
空き家の概要	状況		補修の要否		補修の費用負担
	建築年月	年 月（築 年）		□補修不要	□所有者負担 □入居者負担 □その他 ( )
	空き家状態	年 月頃から			
	管理の頻度	□ ( ) に1度程度の管理 □その他 ( )		(部屋名 )	
	建物階数	平屋建て・( )階建て		□現在補修中 ( ) 箇所 (部屋名 )	
	構造	□木造 □軽量鉄骨 □鉄筋コンクリート □その他 ( )			
	面積	建物	1階	m <sup>2</sup> (約 坪)	
			2階	m <sup>2</sup> (約 坪)	
敷地		m <sup>2</sup> (約 坪)			
設備等	水道	□上水道 □地下水 □その他 ( )			
	排水	□下水道 □浄化槽 □その他 ( )			
	電気	□休止中 □廃止 □その他 ( )			
	ガス	□プロパン □その他 ( )			
	風呂	□ガス □灯油 □電気 □その他 ( )			
	キッチン	□ガス □電気 □その他 ( )			
	トイレ	□水洗 □汲み取り / □和式 □洋式			
	駐車場	□有 ( 台) □無			
	物置等	□有 ( )棟 ( m <sup>2</sup> ・ m <sup>2</sup> ・ m <sup>2</sup> ) □無			
	庭	□有 □無			
その他					
家財	□無 □有（家財の整理・処分について、どのように対応されるかご記入ください。）				
特記事項	賃貸・売却に際し、注意事項、希望、条件等がある場合は、ご記入ください。				

(様式第 2 号続き)

位置図

○目印となる建物、道路、河川等の名称も併せて記入してください。  
※住宅地図やインターネット上の地図のコピーの添付でも構いません。

間取り図

※位置図、間取り図については、別紙でも可

様式第3号（第5条関係）

空き家バンク空き家情報登録内容変更届出書

年 月 日

水俣市長 様

登録者 住所

氏名

印

水俣市空き家バンク制度実施要綱第5条の規定により、下記のとおり登録の変更を届け出ます。

記

登録番号	
変更内容	

様式第4号（第6条関係）

空き家バンク空き家情報登録抹消届出書

年 月 日

水俣市長 様

登録者 住所

氏名

印

水俣市空き家バンク制度実施要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり登録の抹消を届け出ます。

記

登録番号	
抹消理由	



空き家バンク利用登録申込書

年 月 日

水俣市長 様

申込者 住所

氏名

印

水俣市空き家バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり空き家バンクの利用を申し込みます。

記

（登録内容）

1 登録内容は、別添空き家バンク利用登録カードに記載のとおりです。

（同意事項）

2 私は、次のことに同意します。

（1）登録内容を物件登録者並びに協定団体及び協定団体の会員に提供されること。

（誓約事項）

3 私は、次のことを誓約します。

（1）私は、暴力団等ではありません。

（2）空き家を利用することとなったときは、地域との協調、連携に努め、地域活性化に寄与します。

（3）空き家バンクを通じて得た個人情報を利用目的以外の目的に利用しません。

（4）空き家の売買又は賃借の取引に係る交渉等の媒介に係る報酬について、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定による額の範囲内で支払います。

（5）空き家の売買又は賃借の取引に係る交渉等の媒介に係る紛争その他損害が発生した場合は、当事者間においてその解決を図ることとし、水俣市には一切の責任を追究しません。

【添付書類】

- 空き家バンク利用登録カード（様式第6号）
- 住民票の写し
- その他（ ）



様式第7号（第8条関係）

空き家バンク利用者情報登録内容変更届出書

年 月 日

水俣市長 様

登録者 住所

氏名

印

水俣市空き家バンク制度実施要綱第8条の規定により、下記のとおり登録の変更を届け出ます。

記

登録番号	
変更内容	

様式第8号（第9条関係）

空き家バンク利用者情報登録抹消届出書

年 月 日

水俣市長 様

登録者 住所

氏名

印

水俣市空き家バンク制度実施要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり登録の抹消を届け出ます。

記

登録番号	
抹消理由	